

【感染症について】

集団での生活ですと、どうしてもご家庭にいるより感染症にかかりやすくなります。

乳幼児がかかりやすい病気の中で、最も多いのが感染症です。感染症には、風邪などの身近なものから命にかかわるようなものまで色々あります。多くの子ども達が生活をともにする保育園では、集団感染の危険性も高く、二次感染を起こしやすい環境にあります。

保育園では、学校保健法に準じ、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、一定期間登園を控えることとなります。

医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれが無くなりましたら、別紙の「登園許可証」もしくは「登園届」に記入していただき、提出をお願いします。

●登園許可書（医師記入）

学校保健安全法第2種の場合、**出席停止**となります。医師の診察を受け登園許可証に記入してもらってください。

●登園届（保護者記入）

学校保健安全法第3種の場合、出席停止ではありませんが、まず医師の診察を受けてください。（症状により園長が必要と認めた場合は、出席停止措置をとらせていただく場合があります）

医師によって、集団生活に支障のない状態と判断されましたら、登園の際は登園届に保護者の方が記入し、持参してください。

※伝染性疾患の疑いのある場合は必ず受診し、園への報告を忘れずをお願いします。

※用紙は園に常備してあります。無くなりましたらお声かけください。

※不明な点がございましたら、職員までお問い合わせください。

感染の拡大を防ぐためにも、何卒ご協力お願い致します。

≪医師用≫

登園の際には、下記の登園許可書の提出をお願いいたします。

登園許可書	
菁莪保育園園長殿	入所児童氏名 _____
病名「 _____ 」	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、 登園可能と判断します。	
_____ 年 月 日	
医療機関 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願い致します。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

≪登園許可書が必要な感染症≫

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現の4日後まで	解熱後3日を経過し、全身状態がよいこと
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風しん	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）		症状が治まり、主治医の許可が出てから
溶連菌感染症	適切な抗菌薬を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過し、熱が下がり全身状態がよいこと
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まり、全身状態がよいこと
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
髄膜炎菌性髄膜炎		病状により医師等において感染の恐れがないと認めるまで

●学校保健安全法の改定により、髄膜炎菌性髄膜炎が追加されたのと、インフルエンザ、百日咳、流行性耳下腺炎の登園の目安が変更になっております。